2023年5月15日

青森労働局 井嶋 俊幸 様

全労連東北地方協議会

議長越後屋建一

全労連北海道地方協議会

議長三上友衛

青森県労働組合総連合

議長奥村榮

## 最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充、及び 最低賃金引き上げに関連する労働行政の改善を求める要請

貴職におかれましては、労働者施策拡充と権利の擁護にご尽力されていることに心から敬意を表します。

第8波におよぶ新型コロナウィルス感染拡大と、気候変動や円安、ウクライナ危機などの影響による異常な物価の高騰が、働くものの生活を圧迫し、特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業者の経営にも打撃を与えています。

2008 年のリーマンショックのとき、世界各国は賃金の引き上げを含む内需拡大で、経済危機を克服してきました。しかし、日本は、派遣切りや不安定雇用の拡大、賃金の抑制で企業利益の拡大をすすめました。その結果、国民の格差と貧困化が大きく広がりました。物価高騰から労働者の暮らしを守り、コロナ禍を克服し、日本経済の回復をすすめるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高める必要があります。そのためには、最低賃金の改善による賃金の底上げが必要です。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の支払能力や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめ、冷え込ませている決定的な原因になっています。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。

地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国(全体の3%、2013年)のみです。米

国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。日本も批准する LO 最低賃金決定制度勧告(第30号、1928)が「同価値労働対する男女の同一報酬の原則」と「労働者が妥当な生活水準を維持しえるように考慮する」ことを規定しているのは当然のことです。

15年で2倍に広がった最低賃金の地域間格差は、あまりに大きく、実現には様々なハードルがあるのも事実です。しかし、私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、相応の財政捻出する決断も含め、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。このことが、コロナ禍を脱却する強い経済を作ることにつながるとも考えます。以上の趣旨から、下記事項についてご尽力いただきたく要請いたします。

記

- 1. 今年度の最低賃金については、コロナ禍で、厳しい状況に置かれている労働者の生計費を考慮するとともに、地域経済振興の観点からも、大幅引な引き上げを行うこと。
- 2. 地域間格差の解消をめざし地域別最低賃金のランク制を廃止し、全国一律最低賃金制度を確立すること。
- 3. 最低賃金の引き上げと同時に、中小・小規模事業者支援が必要です。中小企業の社会保険料負担の減額制度を設けるなど、政府による助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の拡充と大胆な財政出動が求められます。 中小企業・小規模事業者支援策として次の事項を実施すること。
- ① 下請け企業への単価削減・賃下げが押しつけられないように公正取引ルールが実施されるよう指導すること。
- ② 現行の業務改善助成金制度を抜本的に改善し、要件の緩和、申請手続きの簡素化、助成規模を拡大すること。
- 4. 地域別最低賃金の決定については、法の主旨に鑑み労働者の生計費を原則とすることを貫き、賃金支払い能力をその要素からはずすなど、法改正を行い最賃決定の仕組みを改善すること。
- 5. 地方最低賃金審議会の審議では、本審の公開および審議会委員に配布される資料の傍聴者への配布など透明性を 高める努力が続けられていることは承知していますが、青森地方最低賃金審議会の場合、専門部会での意見陳述は 公開とするものの、金額審議は非公開としています。

最低賃金審議会について次の事項を実施すること。

- ① 青森地方最低賃金審議会について、本審同様、専門部会はすべて公開・傍聴可能とすること。
- ② コロナ禍によって明らかになったエッセンシャルワーカーが国民生活にとって不可欠な社会機能を維持していることを重視し、そうした労働者や事業の実態等について熟知した専門家も審議会の構成員とすること。
- 6. 最低賃金審議会及び専門部会の委員の選任は、労働団体の系統の違いに配慮しバランスよく選出すること。
- 7. 労働基準法違反や最低賃金法違反などの法違反を根絶するため、労働基準監督官はじめ、事務官、技官とも正規職員を中心とした職員体制の拡充強化を図ること。